

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業(交差点改良)																																						
地区名	一般国道 366号																																						
事業箇所	知多郡東浦町大字石浜																																						
事業のあらまし	本路線は、大府市と東浦町を縦貫し、名古屋市と半田市を結ぶ重要幹線道路である。周辺は町の中心市街地であると共に、駅、中学校、図書館を始め各種公共公益施設が点在している。本交差点は県道と交差するT字型交差点であり、朝夕の通勤・通学時のみならず慢性的な渋滞を引き起こしている。また通学路であるにもかかわらず歩道が狭小であるため、歩行者等の安全が確保されていない状態となっており、当交差点の早期改良が必要となっている。																																						
事業目標	【達成(主要)目標】 交差点を改良し、渋滞の解消、安全な歩行空間の確保を図る。 【副次目標】 -																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	0.7 億円		■工事費 0.3 億円、■用補費 0.4 億円、□その他 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 29 年度																																	
事業内容	交差点改良 L=250m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	必要な右折レーン長が確保されておらず、慢性的な渋滞が発生している。また歩道が狭小であり、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 交差点の円滑化及び歩行者等の安全を確保するために交差点改良が必要である。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">0.7</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	工種区分	調査・設計	←	→				用地補償		←	→			工事		←	→			事業費(億円)		0.7				
			H27	H28	H29	H30	H31																																
工種区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償		←	→																																			
	工事		←	→																																			
事業費(億円)		0.7																																					
2) 地元の合意形成	地元より要望書が提出されるなど、地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えられるため。																																					
III 対応方針																																							

事業実施	事業実施が妥当である。:上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。:上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象(事業完了後5年目) □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業実施前後の渋滞状況及び歩行者等の安全性の変化</p>	